

# 村における医師の存在形態-近世後期の鳥取藩領を例として-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学史学地理学会 公開日: 2009-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 平野, 満 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/1630">http://hdl.handle.net/10291/1630</a>

## 村における医師の存在形態

——近世後期の鳥取藩領を例として——

平野 滿

はじめに

本稿は、天明五年から明治四年の八十七年間（欠本または破損のため、実質はこの間の七十数年分）にわたる旧鳥取藩の『在方諸事控』<sup>(1)</sup>を手掛かりとして、近世後期の村における医師の存在形態を明らかにしようとするものである。『在方諸事控』は藩の在方取締りのための役所、在方御用場によって作られた公的な記録として町村に関わるあらゆる分野についての記録であり、在方における医師の記事も多くみられる。なお、残念ながら医師たちの医療活動の実態あるいは日常生活での村人たちとの関わりは本記録からは読み取れないし、地方史料も利用できずに終わったため本稿ではふれ得なかった。

近世後期、鳥取藩の村に開業していた医師はいわゆる村医師ばかりではなかった。藩医や家臣の御抱え医師の子弟や内弟子たちが、医学修業のためとして村に居住して開業していた。これらの医師は在村浪人医師といわれる。在村浪人医師のなかには百姓出身で藩医の内弟子として浪人医師となった者たちが含まれる。さらに、他国の医師が廻国

修業のためと称して入ってきたり、あるいは京都の本願寺詣りの帰途、あるいは長崎での医学修業の帰途、たまたま通りかかった医師が宿所とした村人に請われて長期に滞在して村の医療に携わるといふようなことすらあった。

近世の村にはいわゆる村医師の他にもこうしたさまざまな医師が存在し、村の医療を担っていたのである。以下、これらさまざまな医師の存在形態を明らかにすることによって、近世後期の村における医療を考える手掛かりとしたい。

## 一、医師になった百姓

きびしい身分制のもとで職業選択の自由が認められぬ時代にあつて、才能のあるものが自らの能力とくに学問や技術によって実力を発揮できる道の一つが医師になることであつた。村人の医師への需要が高まり百姓の中に医師を育て上げるだけの経済的な負担に耐え得る余裕が生じてくると、医師をめざして勉強をはじめる百姓の子弟たちが現れてくる。

安永五年四月十三日、町方方にたいして次のような御触が出されている。<sup>(2)</sup>

一 近来百姓町人共之内、医術心懸有之由にて、医師門弟ニ相頼候て、直ニ名字を付キ已後は医道等閑致し候者共、有之様相聞候。夫々之職分を捨、剩入門之業事をも不相勤段、旁不屈之事候。御医師・町医たり共、由緒有之候て内弟子ニ引取候敷、又は其者を撰候て弟子ニ致度者も有之節は、其師匠より其筋書付、可差出候。其等之者業事宜相勤、追て外宅させ度節も猶又書付、可差出候。其節御評儀之上、其筋可被仰付候。

右之通、被仰出候間、此已後右等之差別無之者、町住居は勿論、御家中長屋等借置候儀、堅可為無用候。十八世紀後半の鳥取藩の町や村には、このような御触が出されるほど村医師・町医師たちがおり、なかには医師の

門人になると直ぐに医師名を名乗って、以後は医師としての修業もせぬまま開業するといった未熟な医師もあったようすを読み取ることができる。この御触は百姓町人が医師になることを禁じているのではなく、医師が由緒ある者や見込みのある者を内弟子あるいは弟子にする際には、「書付」を差し出すようにということで、農業労働力の減少と医師の粗製濫造を防ぐ意図をもったものであった。それほど、この期には医師になろうとする者が多かったのである。

百姓町人が藩医の内弟子になることは特別な意味をもっていた。百姓が医術の修業を積んで医師となっても、この医師の身分はあくまでも百姓である。ところが、藩医の内弟子になると、村の人別を離れて苗字帯刀を許された武士と認められたのである。出仕していけないのでさしあたりは浪人医師であるが、藩医の内弟子になることは苗字帯刀を許される浪人医師になることであった。

御触の後半は修業成績のよい者が医師の家を出て、独り立ちのための医療実習をする際にも届けを出すよう定められたものである。鳥取藩の医師は見込みのある門人をまず内弟子として師の家に居住させて医術を訓練した。内弟子は、ある程度の経験を積み独り立ちできるようにすると、師家を出て医師不足であった村に入り、医療の実地を修業することが多かった。こうして、十分な経験を積み一人立の医師となった者はそのままその村に居住して在方浪人医師となったり、医師の養子になって医家を嗣ぐ場合も多かったようである。養子先の師家が藩医であれば御医師にもなることができた。特に優秀な者であれば、新たに藩医に召し出されることも皆無ではなかった<sup>(3)</sup>のである。

文政十二年には医師の内弟子になる百姓が多くなつたとみえ、次のような御触<sup>(3)</sup>が出される。

文政十二年十月二十三日

近来在中之者、農業厭ひ医師内弟子等ニ相成候者多く、猶又御家中之手寄抱分と相成候者、苗字帯刀致し其

儘在住罷在、或は召抱と相成候者有之様相聞、村根帳消ニ相成候儀は地方締合ニ相懸り御不為ニ付、此度左之通申渡候間左様被相心得、此旨一触之御役人えも可有通達候。以上。

十月廿三日

一御家中え在中之者引取、村根帳消之儀は二男三男等ニて家統別家も不相立、農作之差支無之、旧年御家中え相勤家之子取立と相成候節は、村方より其旨願出在役所え前条之趣意睨と相分候上、根帳消し候事。

一在中之婦人御家中由緒有之引取之儀は、差支無之、男子之分ハ、由緒有之候ても引取、根帳消不相成候事。

但し、男子ニても七拾歳有余ニて家統人有之、兼て家督相讓居申農業差支無之、御家中え由緒引取等ニ相成候ハ、差支無之。尤村柄其人ノ様子ニ寄候事。

一御医師并御家中抱医師内弟子等え、在中之者引取之儀相願候節は、其村方取調其節兼て病身或は不具等之ものニて、農業も不相成、村方差支無之段、相分候ハ、承届可遣候事。

一旦医師内弟子え引取、村根帳消しと相成、医術修行として在中え差置度相願候節は、左之通被仰付候事。

生所村方は不申、外村え差出候とも其村方御調之上、年限を以住居御免、尤在住中は帯刀御差留、村根帳入被仰付候事。

この頃には農業を嫌い(もつとも、これは支配者側からいったもの)医師の内弟子になる者が多く、苗字帯刀のまま村中に居住する者が多くなつたとみえる。この者たちは浪人医師であつて「村根帳消」になるのだが、村の人別を離れた者が苗字帯刀のまま村内に居住するのは「地方締合」に不都合である。百姓を内弟子にするにあたっては、病身・不具等のため農業に従事できない者に限つて許可するといふのである。藩の側が村の労働力の減少によつて生産力が低下することを憂慮した処置である。いったん医師の内弟子になり、村の人別を離れた者「村根帳消」が医術修

業のため再び村に居住する際は、出身村に限らず居住しようとする村にたいして願いを出して了解を得た上で、年限を限って（最長十年）のこととした。村に居住中は帯刀は差し止めである。

この御触書は、十八世紀後半から医師になろうとする百姓が目立つようになったことを前提に、こうした状況に瀧の側から対処しようとしたものであった。実際、医師になった百姓がどのくらいいたのか、表1に「医師になった百姓」の一覧を掲げる。

表1 医師になった百姓

	出身村	百姓名	改名後の医師名（師名）	内弟子になった時期
1	八東郡殿村	常三郎	本田玄確（黒見宗仙内弟子）	文化十二年
2	智頭郡別府村	又三郎	滝了庵（関了輔内弟子）	文化十二年
3	八東郡東谷村	医師文圭	松本文圭（木下文哲）	文化十二年
4	高草郡秋里村	和七郎	木下元儀（渡辺如水）	文化十三年
5	八東郡若桜宿	惣五郎	（和田朴翁内弟子）	文化十三年
6	気多郡二本木村	紋太郎	小田原柳庵（岸本貞庵内弟子）	文化十五年
7	気多郡芦崎村	恵吉（十五歳）	岸見秀徹（岸本雲洞）	文政二年
8	法美郡上地村	賢里	真砂賢里（宇津玄亭内弟子）	文政四年
9	*同郡宮下村へ出職中			
10	八上郡下船岡村	梅吉	石田文友（衣笠文都内弟子）	文政七年
11	八東郡若桜宿	綱三郎 （惣五郎弟）	桑田玄洞（和田惣叟内弟子）	文政九年
12	会見郡長砂村	血判医師春昌	柴田春洞（牧野知工庵内弟子）	文政九年以前
	若桜宿	俊藏	村江柳意（松田玄脩内弟子）	文政九年以前

- |    |                   |                                  |                |
|----|-------------------|----------------------------------|----------------|
| 13 | 式根村               | 根帳医師玄亭仲<br>石田雲仲(↓菅岐守操御医師)        | 享和二年           |
| 14 | 岩井郡岩本村            | 松田春台へ引き取らる                       |                |
| 15 | 下岩見村              | 血判医師主水<br>醫師元竹<br>(原 宗仙内弟子)      | 文政十一年          |
| 16 | 高草郡上味野村           | *乾八次郎殿家臣に召抱え<br>尾崎玄龍(町医師柿田玄堂内弟子) | 文政十二年以前        |
| 17 | 八上郡長瀬村            | 清右衛門<br>平市郎<br>近藤文成(小寺尚隆)        | 文政十三年<br>文政十三年 |
| 18 | 八上郡山手村            | (醫師宜仙の孫)<br>助左衛門                 | 天保二年           |
| 19 | (八上郡大庄屋三木五郎左衛門養育) |                                  |                |
| 20 | 邑美郡吉方村            | 甚藏                               | 天保二年           |
| 21 | 八東郡別府村            | 新兵衛                              | 天保四年           |
| 22 | 気多郡山崎村            | 見勝<br>(玄林悻)                      | 天保八年           |
| 23 | 八上郡船岡村            | 醫師周敬                             | 天保七年           |
| 24 | 邑美郡湯所村            | 伊右衛門                             | 天保八年           |
| 25 | 河村郡下泉村            | 醫師春敬                             | 天保八年           |
| 26 | 八東郡一谷村            | 勘助                               | 天保十一年          |
| 27 | 邑美郡品治村            | 石之助                              | 天保十二年          |
| 28 | 邑美郡吉成村            | 喜兵衛                              | 天保十二年          |
| 29 | 八上郡袋河原村           | 虎之助                              | 天保十四年          |
| 30 | 会見郡中野村            | 礼太郎                              | 天保十四年          |
|    | (醫師立領悻)           |                                  |                |
|    | 岩井郡高山村            | 庄藏                               | 天保十五年          |
|    |                   | 福光脩平(石上脩全内弟子)                    |                |

- |    |  |             |                      |       |
|----|--|-------------|----------------------|-------|
| 31 | 気多郡河原村                                   | 医師春哲        | 大谷春哲(永原忍安内弟子)        | 天保十五年 |
| 32 | 会見郡坂根村                                   | 寿作          | (大嶋玄知内弟子)            | 弘化二年  |
|    |  | (血判医師住田祐賢俣) |                      |       |
| 33 | 邑美郡吉方村                                   | 甚藏          | 志茂山玄林(竹内玄龍内弟子)       | 弘化二年  |
|    |  |             | *御小人医師仰せ付けらる         | 弘化三年  |
|    |  |             | *勤中、歳銀三枚宛遣わさる(親同様)   | 嘉永四年  |
| 34 | (父は19甚藏、薬種商↓霜山孝圭・半舎治療仰せ付けらる、男甚藏も父同様半舎治療) | 岩井郡河崎村      | 医師元立                 | 弘化二年  |
| 35 | 気多郡母木村                                   | 周助          | 奥山元立(衣笠脩辞内弟子)        | 弘化二年  |
| 36 | 邑美郡倉田村                                   | 金藏          | 勝村淳碩(大谷脩庵内弟子)        | 弘化二年  |
| 37 | 法美郡吉野村                                   | 栄次郎         | 高田東榮(平井大沢内弟子)        | 弘化五年  |
| 38 | 会見郡渡村                                    | 医師周軒        | 小倉愿台(真野万育内弟子)        | 嘉永四年  |
|    | (数代医術心懸出精、親は伯容、倅は元昌。伯容より難波見林の弟子)         |             | *御用人取り立て、苗字御免        |       |
| 39 | 気多郡青谷村                                   | 鉄藏          | ↓田安御附新家弥十郎(母方の統き) 厄介 | 享和二年  |
|    |  |             | ↓幕府御番医師竹内英山門弟        |       |
|    |  |             | ↓江戸神田紺屋町に医業開業        |       |
| 40 | 久米郡大立村                                   | 医師泰造        | ↓竹内英仙養子、幕府御番医師竹内寿安に  | 天保三年  |
| 41 | 八東郡中原村                                   | 民弥          | 西村泰造(土佐香橋内弟子)        | 嘉永五年  |
|    | (中原村神主 安原伊勢守兄)                           |             | 長谷川元達(安倍良亭内弟子)       | 嘉永五年  |
| 42 | 汗入郡御来屋村                                  | 礼重          | 岡本元造(真嶋元養内弟子)        | 嘉永五年  |
|    | (御来屋村医師慶祐倅)                              |             |                      |       |



- ⑪ 口会見郡河崎村 医師俊英 久米郡へ勝手に罷越、治療のこと 安政六年  
 ※久米郡に暴瀉流行、村よりの御医師差し出し願いを受けて
- ⑫ 細見村 亀三郎 宇田立意(近藤朴庵内弟子) ※不許可 文政七年
- ⑬ 会見郡粟嶋村 医師玄碩 (山田淳仙内弟子) ※不許可 文政十二年
- ⑭ 日野郡股野村 貫一 下原貫一(岡垣貞輔内弟子) ※不許可 嘉永四年  
 (村医師正庵倅)
- ⑮ 気多郡二本木村 富川桃林 (田中喜三内弟子) 嘉永五年  
 (小田原春台門人) ※故障あり、願書差し返し
- ⑯ 河村郡湯谷村 吉兵衛 柿本寛三(上嶋龍仲内弟子) ※不許可 明治二年

表1の1～50の五十名が出身村名・師名・内弟子になった時期が判明する百姓出身の医師である。①～⑯の十一名は当該年の記事からその存在が確認でき、出身村・師名・医師になった時期は不明だが、苗字をもたない医師であることから村医師と推定できる者である。⑰～⑳の五名は内弟子願いが不許可となった者である。

八十七年間に五十名の百姓が御医師あるいは家臣の抱え医師の内弟子になっていること、このほか十一名の村医師の名前が確認できた。五十名は村の人別を離れて武士身分の浪人医師になっているのであり、この数は当時の身分制の強さを判断する手掛かりにもなる。

百姓から浪人医師になった者の例として、史料から比較的その間の事情を読み取ることができる芦崎村弥七郎悻悻吉(岸見秀徹)の例をあげる。

芦崎村の百姓弥七郎の悻悻吉(十五歳)は生まれつき虚弱で人並の力業ができなかった。親弥七郎は渡世にも難儀する貧窮者であったので、恵吉は医者になろうと志し、幼年のころから由緒ある藩医岸本雲洞に出入りして医学の勉

強をしていた。何年か修業を積んだところで、文政二年四月師の岸本雲洞から、よく勉強し心懸も良好なのでこのたび私（岸本雲洞）の内弟子にし、名前も改めて岸見秀徹とさせていたきたい、との願いが藩へ出された。村の側では恵吉を村根帳（人別帳）から外して、永代岸本雲洞の手元へ御引取り願いたい。人別は岸本へ移しても旦那寺はこれまでそのまま禅宗青屋村興宗寺である。この件について、村方には何の障もございません、と村方からの願いも付された。この願いは聞き届けられ、医師岸見秀徹が誕生した。<sup>4</sup>この例にもみえるように、医師をめざす百姓は必ずしも裕福でなくとも可能なまでになっている。

いつも内弟子願いが認められるとは限らない。不許可になった四例を見てみよう。

文政七年六月、藩医近藤朴庵が細見村の百姓兵三郎の悴亀三郎を内弟子とし、宇田立意と名乗らせたいという願いを出した。この願いは「此者親子共、兼て我儘ニ致医業、其上一昨年治療之儀にて、村方大勢相手取不埒之趣有之、御咎被仰付候もの」に付き、不許可となった。「我儘ニ致医業」とあるから、村医師にも医業を開業するにあたっての手續ぎがあったものと思われる。兵三郎・亀三郎父子は藩の側からは、いわばモグリの村医師として咎められているのである。その上、一昨年には治療の上で大勢の村人たちにたいして不埒な行動があったという。どんな不埒であったのか具体的にはわからないが、無医村の多かった村々では、モグリであろうと医術の心掛けのある者は歓迎されたとはいえないから、兵三郎・亀三郎父子は未熟な医術による失敗でもあったのであろうか、あるいはこの父子の個人的な性向に問題でもあったのではなからうか。<sup>5</sup>

文政十二年、会見郡粟嶋村医師繁の悴玄碩は「我儘罷出有髮」いたし、名も勝手に玄碩と改めていたこと、その上「不埒之筋」があることを理由に不許可になった。<sup>6</sup>

この二例のほかには「我儘ニ致医業」を理由に内弟子を不許可になったり、何らかの咎めを受けた例はないから、

未熟ではあっても医術の心得のある者は村人たちにとっては頼りになる医師として歓迎されたのではなかったらうか。

嘉永四年、伯州日野郡股野村医師正庵の悻貫一が不許可になった例をみる。貫一は親の正庵が八十歳になる老人で、貫一が百姓を相続すべき身分である。また、貫一には所持の田畑もあるので、同人が鳥取へ引越せば、相続人がいなくなり、年老いた両親を養育する者がいなくなってしまう。このことについて貫一へ尋ねてみたところ、同人は鳥取へ引越したいので、跡相続人については親正庵によって取り決めてもらいたいと返答した。しかし、さしあたり年老いた両親を養育し、百姓を相続する者がいなくなつては困る。また、貫一が内弟子になって鳥取城下へ居住することにすれば、村へ立帰ったり逗留したりするつもりはないのか尋ねたところ、立帰りたいとの返事であった。このように、極老の両親を捨置き、貫一だけ鳥取城下へ引越すようなことは、村中不信心である。たとえ一家残らず移住したとしても、後々村の厄介にならないように願いたい。村の訴えをうけてこの内弟子願いは不許可になった。<sup>(7)</sup>

他に不許可となった例は、明治二年に十年以前から村を出て行方知れずとなつていた吉兵衛である。<sup>(8)</sup>

以上、内弟子願いが不許可になった例をみると、寛一の場合は百姓家の存廃がからんでいるが、おおむね内弟子になろうとする者の日常の行動に問題があつた場合に限られており、内弟子願いは特別な不都合がなければ許されたことがわかる。

浪人医師となつた百姓は医術修業と称して改めて村に居住し開業する場合が多い。その際、帯刀差し止めになることはすでに記した。こうして改めて在入した浪人医師たちは、そのまま長期にわたつて村内に医業を営む者、運よく藩医の養子に迎えられて正式に御医師となる者、なかには宮中の御典医や幕府の御医師になる者さえあつた。

百姓出身の医師で藩に出仕した者には岩見村の医師元竹が乾八次郎家臣になつた例、吉方村の甚蔵が御小人医師と

なった例、渡村の医師周助が御用人に取り立てられた例がみえる。藩医の家譜を精査すれば少なからぬ百姓出身の者が養子に入って御医師を継いだ例が見いだされると思われるが、未調査のため明らかにできない。

竹内寿安は鳥取藩領の百姓から江戸幕府の御医師になっている。嘉永四年七月、江戸の鳥取藩御留守居から、幕府寄合医師（高五人扶持、本道、拝領町屋敷中橋小路借地馬喰町二丁目裏通り）竹内寿安の身元確認の問い合わせしてきた。寿安が、自分は鳥取藩の出身なので御恩に感謝するため江戸の鳥取藩御屋敷へ御機嫌伺いに参りたいといってきたからである。その「口上覚」および潮津村庄屋八郎右衛門の返答から竹内寿安の経歴を略記してみよう。

竹内寿安は気多郡青谷村百姓彦吉の二男（幼名鉄蔵）である。幼年のころ剃髪し、潮津村専念寺の弟子になり、さらに伯州赤崎村辺の寺に身を寄せていた。享和二年十一歳の時、母方の血縁で田安殿附新家弥十郎の厄介となり、幕府御番医師竹内英山に入門した。その後、神田紺屋町三丁目に開業する（出生地潮津村では江戸近辺の寺で住職をしていると噂されていたが、その後の様子は不明であった）。しかるに、天保三年七月幕府御番医師英山の実子が病身で跡を嗣げないことから、弟子の由緒を以て英山養子となり跡方を嗣いだ。この後は幕府御番医師として活躍して来た。この御国恩に感謝し、鳥取藩御屋敷へ御機嫌伺いに参りたいというのである。

村方へ問い合わせたところ、彦吉には鉄蔵（寿安）のほか親類がなく、今は鉄蔵の甥善兵衛が声崎村に百姓をしてゐることがわかったが、善兵衛はまだ年若く昔の事情は何も知らないという。幕府の御医師にまでなっていた鉄蔵（竹内寿安）ではあったが、出身の村では忘れられた存在であった。このことは竹内寿安が幕府御医師になったことと村方との間には何ら関係のない事柄であったことを物語っている。寿安の立身はまず母方の血縁から始まっている。あるいは、寺院に弟子入りしているから僧侶の身分が何らかの意味をもったのかも知れない。<sup>9)</sup>

次は秋里村の百姓から宮中の御典医になった例である。和七郎の家は和七郎の男（のち木下大壮）<sup>10)</sup>の碑文に「家は

世々高草郡秋里村に住し、郡の豪族なり」とあるように、かなり裕福だったようである。享和二年病身のため農業ができ難く村内近村の医者を致したいと願ひ出て、村の人別に留まったまま村医師（血判医師）<sup>(1)</sup>として医業を開業した。同年八月医術修業のため上京、有栖川様御家来医師渡辺如水門人となり「高貴御方」へ如水代診を勤めていたところ、翌年五月には法橋に叙され、名前も木下元儀と改め、有栖川宮様の家来として勤めていた。実際は文化九年には京都に居を定めて開業していたと思われるが、文化十五年三月家統きは悴に任せ正式に京都への移住と村の根柢切（人別を離れること）を願ひ出て、京都住まいを認められている。元儀はときどき秋里村へ帰郷していたとみえる。藩の地方役場から村にたいして、有栖川宮様御家来につき「程能被為成遣候様」との注意がなされている。元儀の場合は悴が百姓を継いで秋里村に残っていたからでもあろうが、藩からも村人たちからも丁重にもてなされていない。

文政八年七月には京都の浪人医師木下隼人（元儀の男）が要用あって当地に下り、八月下旬まで秋里村重蔵（隼人の兄弟にあたる）に宿すことになった。隼人は以後も秋里村へたびたび出掛けて来た。村方にとっても医師の存在は重宝であり、その度に届けを出して許可を得てきたが、文政十一年には村方からの願ひを受けた鳥取妙円寺から、来丑年から卯年迄の三年間秋里村へ逗留してもらいたいとの願ひが出された。この願ひを受けて隼人は秋里村に住み医業を営んでいたと思われるが、天保三年に没した。

木下隼人の秋里村の医業は弟の主計が継いだ。主計は嘉永七年には大壮と名を改めて秋里村で開業していたところ、弘化三年四月鳥取藩の御目見医師として召し抱えられ、鳥取城下へ転居した。大壮はその後も鳥取藩御医師として活躍し、万延元年に没した。

大壮には子がなく、日野郡二部宿の医師日比泰順の二男文庵が養子に入って木下家を嗣いだ。因に、文庵は大坂の

儒者後藤松陰・豊後儒者の広瀬淡窓・熊本の医家村井翠溪などに従学した秀才で、安政四年には父とともに召し出されて鳥取藩主の長男新次郎附の医師加役にもなっている。<sup>(12)</sup>

## 二、村に開業した浪人医師たち

表2は村に住居して医業を開いた浪人医師である。この中には御医師の子弟、百姓から浪人医師になった者が含まれる。『在方諸事控』から、こうした浪人医師七十六名を拾いあげることができる。村にはいわゆる村医師のほかにも苗字をもつ多くの浪人医師たちが開業していたのである。かれらの医療実態や日常活動などは明らかになし得なかったが、村の医療を担う存在として大きな力をもったろうし、高い知識や技術を身につけた者の存在は村人たちに対してまた別の意味で大きな影響をも及ぼしたに違いない。

以下、こうした村に在住した浪人医師たちのさまざまな存在形態をみてゆきたい。まず、表2に在入の浪人医師の一覧を示す。

表2 村に開業した浪人医師

医師名	在入した村名	在入期間
1 堀内順庵	高草郡湖山村	文化十二年三月～慶応元年
2 加藤栄瑞 (飛騨守様御医師猪股栄仙)	岩井郡田後村	文化十二年五月
3 黒見昌悦 (宝暦二年八月から御中小姓医師)	高草郡古海村	以前から、安永四年九月～
4 天野元仲	会見郡高尾村	寛政八年～当分の間

(表の括弧内は肩書、血縁あるいは内弟子の関係)



20	猪口龍作 (飯嶋宗碩内弟子)	智頭郡用瀬村 八東郡皆原村	天保十年～天保十一年 文政五年～
21	真砂賢里 (宇津玄亭内弟子、表1の8参照)	法美郡宮下村	文政五年～
22	和田正輔 (和田有喜弟、小寺尚隆門人)	気多郡潮津村	文政八年～天保五年(十年間)
23	西村早利 (西村友次郎弟、難波声翁門人)	八橋郡原村	文政八年～天保六年(十年間) 天保六年～(十年間) 天保二年～(十年間)
24	長岡栄順	会見郡躰牛村 同郡加祥村	天保二年～(十年間) 弘化三年～安政二年(十年間)
25	太田要伯 (雲州広瀬松平佐渡守様御医師長岡道堂弟、奥田文敬門人)	八上郡釜口村	天保六年 [ *故障あり願書取り下げ ]
26	近藤龍珉 (飯嶋宗碩内弟子)	八橋郡妻波村	天保元年～天保五年
27	安陪玄圭 (周圭弟)	八橋郡上種村 八東郡才代村	天保六年～天保十年(五年間) 天保六年～(十年間)
28	石田龍碩 (安陪周圭内弟子、浅津村根帳の者につき不同意)	河村郡浅津村	天保十三年～嘉永四年(十年間)
29	佐々木玄達 (池田兵庫殿御抱医師、元来塩津村根帳の者↓大山領根帳引越)	汗入郡塩津村 八橋郡赤坂村	天保十四年～ *折々逗留 嘉永四年～ *折々逗留

- |    |  |        |                             |
|----|--|--------|-----------------------------|
| 30 | 松嶋隨見<br>(難波見林内弟子)                        | 法美郡神護村 | 弘化二年～安政元年(十年間)              |
| 31 | 天野主馬                                     | 法美郡谷村  | 弘化二年～安政元年(十年間)<br>安政三年九月に在村 |
| 32 | 景山恭庵<br>(もと伯耆国米子浪人医師↓日笠甚三郎引き取り)          | 高草郡湖山村 | 弘化三～嘉永五年(七年間)               |
| 33 | 大谷春哲<br>(もと気多郡河原村医師、永原恕安内弟子、表1の31参照)     | 河村郡長瀬村 | 弘化四年～文久三年(十七年間)             |
| 34 | 井崎玄悟<br>(井崎玄良実子)                         | 高草郡畑崎村 | 弘化四年～嘉永六年(七年間)              |
| 35 | 山川玄純<br>(衣笠脩辞門人)                         | 八東郡市場村 | 天保九年～安政四年(二十年間)             |
| 36 | 太田静庵                                     | 智頭郡鷹狩村 | 嘉永四年～                       |
| 37 | 景山龍造<br>(会見郡中野村礼太郎↓景山龍造、真嶋玄養内弟子、表1の29参照) | 会見郡中野村 | 嘉永三年～安政元年(五年間)              |
| 38 | 福間忠次郎<br>(福間洞敬弟)<br>*在中、帯刀差留め            | 高草郡岩坪村 | *親看病のため<br>嘉永元年～安政六年～さらに七年間 |
| 39 | 松丸玄洋<br>(永原秀駒弟子)                         | 気多郡塩津村 | 嘉永五年～文久元年(十年間)              |
| 40 | 林 巖中<br>(林 龍安弟)                          | 高草郡野坂村 | 安政元年～万延元年(七年間)              |
| 41 | 竹内桃林                                     | 法美郡中郷村 | 安政元年～万延元年(七年間)              |

- 42 (竹内玄龍倅) \*病身につき保養のため  
 勝村淳碩 気多郡澄水村 安政三年〜文久二年(七年間)
- 43 山根春柳 (大谷脩庵内弟子、表1の35参照)  
 河村郡上浅津村
- 44 山根貞治 (山根源次郎祖父嘉左衛門妾腹男)  
 河村郡長江村 不明  
 安政三年〜文久二年(七年間)
- 45 浪人医師田中春桃 (山根春柳二男)  
 \*種痘のため御両国廻村 安政三年
- 46 浪人医師 景山大助 \*種痘のため御両国廻村 安政三年
- 47 足羽良斎 日野郡二部宿
- 48 桐谷斎 \*種痘鍛練いたし居候につき廻村(安政三年)  
 河村郡三朝郷湯村 安政六年〜暫時
- 49 安見亮三郎 (永原文圭内弟子)  
 奥会見郡原村 安政六年〜(十五年間)
- 50 安岡春昇 (米子御祖浪人医師)  
 八上郡下船岡村 安政六年〜(十年間)
- 51 福田秀碩 (衣笠脩辞弟子)  
 \*御雇い↓岩井郡村々へ派遣 安政六年〜  
 \*近来暴瀉病流行、岩井郡別して相煩
- 52 林 龍安 久米郡村々 安政六年
- 53 山根玄洞 (御医師) \*久米郡村々、近来暴瀉流行につき藩より御医師差し出し  
 河村郡上浅津村 安政六年〜慶応元年(七年間)  
 (山根源次郎祖父嘉左衛門妾腹男 山根春柳倅、勘当御免)



65	(浪人医師) 生駒玄泰	*先達て御雇い、出張し在中開業、難渋の趣につき、四人扶持遣わさる 法美郡栃本村 明治元年に居り
66	(浪人医師) 大久保大輔 (浪人医師)	*先達て御雇い、出張し在中開業、難渋の趣につき、四人扶持遣わさる 岩井郡細川村 明治元年に居り *先達て御雇い、出張し在中開業、難渋の趣につき、四人扶持遣わさる
67	大江雄章 (浪人医師)	岩井郡高江村 奥会見郡西村 汗入郡西原村 会見郡渡村 慶応三年～明治九年(十年間)
68	渡辺恭平 (正垣 蒸門人、渡辺元昌倅)	↓医学寮句詠方を仰せつけらる(明治二年)
69	渡辺一郎 (口会見郡篠津村在御目見医師)	*京都・新宮涼民へ医学修行 渡辺全達倅  明治二年十一月廿九日死去)
70	原田帯霞	*種痘医 明治三年、因伯州村々廻村
71	景山大輔	*種痘医 明治三年、因伯州村々廻村
72	田中春桃	*種痘医 明治三年、因伯州村々廻村
73	足羽純亭	*種痘医 明治三年、因伯州村々廻村
74	岩間周宅(久米郡出井畑村浪人医師)	明治四年正月御目見申上候者
75	岡田道叔(八東郡大門村浪人医師)	明治四年正月御目見申上候者
76	近藤寿一郎(日野郡根雨宿浪人医師)	明治四年正月御目見申上候者

表2にあげた七十六名が村内に開業した浪人医師である。村の医師といったとき百姓身分の村医師のみに目が奪われがちであるが、この表からわかるように村の中には浪人医師と呼ばれる武士身分の医師たちが多数居住して村の医療を担っていた。これらの浪人医師のなかには、すでに述べたように百姓から藩医の内弟子となった者をも含むが、

多くは藩医の息子たちである。浪人医師たちが村に開業した理由の一つは、村人たちが医師の治療を望んだことである。また、藩医の子弟たちにとっては、あるいは父の跡式を嗣ぎ、あるいは他の藩医の養子となって召し出されるまでの糊口の手段でもあった。浪人医師の在入願いの問い合わせにたいする村方の返答には「何も差支之儀無御座」の文言に「村方よりも同様之趣願出」が添えられる場合も多い。この添え書きは無くても何ら不都合は生じないにもかかわらず強いて付記されていることからは村人たちの強い願望が読み取れるだろう。また、「医師無御座、急病人御座候節差支難儀仕候」を理由に村から浪人医師の在入を願う場合も少なからずみられる。多くの在入浪人医師の存在は村の要望と医師側の必要との両者の事情が背景にあったのである。

文化十二年五月二十二日、次のような御触が出された。<sup>(13)</sup>

一左之通相伺御聞届相濟、并御医師弟子為修行、在中え差置候分ハ御取調之上、追て相廻候筈。

在入之面々、是迄在方え御書廻し無御座、不都合之儀共御座候付、以後在入願御聞届之節、并年限満出府仕候節共、在方え御書廻し御座候様仕度奉存候。

但、當時在入之面々名前、御書廻し御座候様。

一御医師共内弟子、為治療在中え遣置候儀願出候は、一応在方え取調被仰付候上、御聞届被成候様仕度、且又筋目無之者年限十ヶ年を越し永住之形ニ相成候は、当人之外家内村方入帳仕候御法ニ被仰付候様仕度奉存候。猶御調被仰付候節、其品夫々可申上事。

但、當時御聞届相濟居候もの有之候は、御書廻し御座候様。

付紙ニして

當時師家御断書にて相濟来候者、以後は願書差出し候上、御聞届被成候様。

これは御医師（藩医）の内弟子が修業のため村に居住して医療を行う際の定めである。このような場合、これまで師の医師から藩にたいして断り書を提出して許可を得るだけで、村にたいしては書き付けを提出しておらず不都合が生じることがあったので、以後は村にたいしても書き付けを提出して村方の了承を得るようになり、というものである。さきに述べたように、藩医の内弟子は身分上は「浪人医師」であり苗字帯刀を許された。このような浪人医師が村の中に居住するのであるから、村人との間に何らかの不都合が生じる場合があったのだろう。村内居住の年限は十年とし、永住の形になる場合には「村方入帳」すなわち村の人別帳に入ることと定められたのである。

さらに、安政六年七月十一日には在入の浪人医師にたいして次の御触が出された。

一都て浪人医師共請合人より相願御聞届相済候上ニ無之ては、在中え住居致し候儀不相成処、無其儀村方相對ニて内住居致し居申向も有之、其外他国より罷越し代々御領内え住居致し居申、国許之続柄は及死絶居申様之者共も有之哉ニ相聞候処、万一変事出来之節は自然御役介相成候儀ニ付、右様之者共是迄内住居致し居申廉は格別ニ御見切、夫々身分次第柄書付ニシテ為差出、子細無之候分は在中住居御免御郡奉行触口被仰付候得は、御締合相立可申と一座申談之上、伺扣ニ有之通り相伺置候処、左之通り大奉行但馬殿より長役え申来候ニ付、因伯御郡々并町庄屋迄左之通申遣ス。

（以下、「都て浪人医師共」から「御締合相立」まで上記と同文。略）殊ニ近来異病流行諸人難洩致し候儀ニ付、精々治療為致候得は、村方為筋ニも相成候段申達之趣其通承届候間、此旨可被申渡候。以上。

七月十一日

然は、（以下、「相聞候処」から「此度厚御含之趣も有之付」まで上記とほぼ同文。略）是迄内住居致し候廉は格別ニ御見切被遣候間、此書状達し次第村々不洩様右医師取調、夫々姓名身分之次第且先祖之由緒等具

サ書付ニ為致、大急取次可被差出候。

文化十二年の御触を繰り返したうえて、その御触に反して「村方相對にて内住居致し居申向」や、「他国より罷越し代々御領内え住居致し居申、国許之統柄は及死絶居申様之者共」があるが、これまで内住居してきたことについては特別に不問にするから、さっそく身分次第柄を書き付けにして差出すこと、不都合のない場合は在中住居を許すというものである。この処置は「殊ニ近来異病流行諸人難洩致し候儀ニ付、精々治療為致候得は、村方為筋ニも相成候」との判断からであった。この時期、鳥取藩領の村々ではコレラの流行によって医師不足になっていたのである。非常事態に対処するため、御触に反して村々に居住していた浪人医師を把握しなおして活用しようとしたわけである。

この御触をうけて、前々から願書なく村中に開業していた浪人医師たちは改めて由緒書とともに身分次第柄を差し出したものと思われる。たとえば、万延元年十月口会見郡車尾村へ先年より内住居していた雲州松江浪人医師福井寛齋は「村方弁理之訳も有之候ニ付」と、由緒書を添えて「去未冬より来ル酉年迄三ヶ年之間、其儘住居」したいとの願いを出して許されている。<sup>(15)</sup>

万延元年十一月廿七日にもまた、さきの文化十二年の御触を繰り返し、在中へ内住居している浪人医師にたいして由緒ならびに身分之次第を具さに認め差出させるよう、御郡役人に申し渡している。これらは、流行病によって露呈した村の医師不足に対処し、また医師取締りのための処置であったろう。

村人たちが村内に在住する医師をどれほど望んだかは次の例からもよくわかる。

日比良叔の例をみる。文政五年、岩井郡白地村は「当村之儀、医師無御座村中一統ニ難儀」しているので医師を派遣、居住させていたきたいと願い出た。そこで、鳥取表の家老職荒尾小八郎殿医師日比良伯弟良叔がこの村に縁もあり、医術修業のためという名目で白地村に移り住み、医業を営むことになった（文政五年の願いでは、荒尾小八郎

の家臣からの願出により白地村が受け入れた形になっているが、天保二年の願いによれば上記が事実であったと思われる。天保二年に十年の年限が来たが、さらに天保十一年までの十年間の居住延長を願って許可された。村人たちの願いを受けて引き続き白地村に開業していた良叔に、まだ二年間の年限を残す天保十年三月、智頭郡用瀬村からぜひ当村に来て開業してもらいたいとの願いが出された。この願いには白地村も同意し、良叔は用瀬村へ引越し医療を続けることになったのである。良叔は天保十二年四月、八上郡円通寺において四十二歳で没した。<sup>(16)</sup>

湖山村には堀内順庵という浪人医師がいた。文化十二年三月、観音院より「浪人医師堀内順庵義、当十二月迄湖山村住居致し度」との願いが出されて認められた。順庵は同年十二月、さらに翌十三年まで一年間の居住延長を願い、その後も村内に居住したようで、天保六年十月には「近在共治療致し当時仕懸ケ之病人も有之ニ付、猶又当年より来ル已迄其儘逗留為致度」と、安政三年正月にも同様「高草郡湖山村え逗留為致候堀内順庵義、当年迄之逗留ニ御座候処、追々治療手広ニ相成、其上仕懸之病人も多く御座候趣ニ付、何卒来辰年より来ル丑年迄十ヶ年之間、其儘逗留為致度」と願い出て認められている。浪人医師堀内氏は天保十一年に同名順庵に代替わりしているので、文化十二年から慶応元年まで通算五十年間を二代にわたって湖山村に住居し、村人たちの治療に当たったのである。村内住居の願いは形式上は観音院からのものであったが、在中の延長願の「近在共治療致し当時仕懸ケ之病人も有之ニ付」、「追々治療手広ニ相成」との言葉が示しているように、実質は村人たちの強い願いに答えたものであった。<sup>(17)</sup>

天保十四年、池田兵庫介の抱医師佐々木玄達は汗入郡塩津村へ住居して開業したいと願いを出したが、玄達は元来塩津村に人別をもっており最近になって大家魔領へ引越した者なので「文政十二年被仰出之趣」にあるように、出身村への在入禁止に当たり不許可となった。にもかかわらず、玄達は塩津辺に治療先をもってすることを理由に「折々罷越致逗留候儀」は許されている。こうして、玄達は折々塩津村へ逗留して治療を続けていたところ、嘉永四年四

月になって、今度は八橋郡赤坂村に治療先ができたので塩津村と同様に時々逗留して治療に当たりたいと願ひ出、これもまた許されている。万延元年には、先年より赤坂村に逗留し治療を続けて来たが「追々病家先手広ニ相成、此節難手放病人も御座候処、弁理之訳も御座候」に付き、さらに当年より五年間の赤坂村の逗留を許してもらいたいと願ひ出た。<sup>(18)</sup>

玄達の例は、本来なら御触の禁止事項に抵触するので許されるはずはないにもかかわらず、在入すなわち村内住居は認めなかったとはいえ、実質上は村内住居と異ならない「逗留」という名目で長年月にわたって認めているのである。この例からは村の医者不足とともに村人たちの村内に医師を確保したいという強い願ひをよみとることができ

る。  
雲州松江の山田皆右衛門次男陞庵は医術修業のため、天保二年三月までの年限を以て久米郡和田村の定光寺に滞在していた。しかるに、同郡福岡村から「医師無御座、急病人御座候節差支難儀仕候」により、陞庵に当年より五か年間「出職」していただきたいとの願ひが出され、許可されている。<sup>(19)</sup>

このように、浪人医師たちは村人の願ひを受けて永住に近いかたちで同じ村に開業し続けたり、ある村に開業中でも他の村からの強い要望によって転居する例すら少なくなかったのである。

浪人医師が在入する場合、原則として出身の村への在入は禁じられていた。

石田龍碩（安陪周圭内弟子）の在入願ひが不許可になったのがその例である。天保十二年石田龍碩は、十年間の年限で河村郡浅津村への在入願ひを出した。ところが、村方の調べによって次のことが判明した。この龍碩は元來長州出身の利右衛門という者であるが、浅津村へやって来て彦兵衛養子となり浅津村の人別に入帳した者であった。したがって「龍碩儀、浅津村根帳之者ニ付、同村え罷出候ては、在中締合不宜儀も御座候ニ付、不被成御聞届申上候。」

と不許可となったのである。<sup>(20)</sup>

次の景山龍造の場合は父の看病のための在入であったので、特に許された例である。龍造は嘉永五年「親病氣ニ付為看病一昨戌年より去亥年迄遣し候処、老年之儀今以相勝不申ニ付、猶当年より三ヶ年之間、為看病其儘遣し置申度奉存候」と親の看病のため在中住居の延長を願ひ出たところ、村に住居中は帯刀差し止め、村根帳入（村の人別に入る）を受け入れるならばとの条件を付されたが、「親看病之儀ニ候得は無余儀」と願ひは認められた。<sup>(21)</sup>

### 三、村に開業した他国医師

村には他国から来て医業を営んだ医師もいた。表3に示した十四名がこうした他国からの医師である。藩内の浪人医師と同様に在入してきた者が多いが、なかには榎村養元のように村の人別に入っていわゆる村医師として定着した例もみられる。また、京都本願寺詣りや長崎での医学修業の帰途にたまたまこの地に宿泊したため、村人から請われるまま村に住居し開業したような例さえみられる。村人の我が村にも医者をといて要求の高まる中で、この時代にも医術や知識を身につけることによって制度的な枠組みを越えた活動を可能にしたのである。

表3 他国から来て、村に開業した医師

本国・身分	医師名	村名	期間
1 肥前国長崎	粟嶋 勇	気多郡潮津村	文政十年〜
*本願寺詣りの帰途			
2 池田能登殿御医師	村岡恵仲	高草郡江津村	文政十年〜天保二年（五年間）
3 美作大庭郡医師	榎村養元（家内三人とも）	久米郡湯関村へ入帳	文政十一年

4	京都浪人医師 *これまでも度々逗留	木下隼人	高草郡秋里村	文政十二年～天保二年(三年間)
5	美作国津山藩浪人医師 出雲国松江山田陸庵	河村将録	久米郡別所村 久米郡和田村 久米郡福岡村	文政十二年以前 不明～天保二年三月 天保二年～五年間
7	播磨国揖東郡吉美村浪人医師	馬場文友	河村郡長瀬村 久米郡国府村	天保四年十月～天保五年三月 嘉永六年病没
8	江戸医師 *父を継ぐ	文友伴英徹 佐々木順庵	同上 久米郡松神村	嘉永六年～文久二年 天保六年十月～天保十年
9	但馬国二方郡飯野村 *同村浪人医師香本周庵舎弟	武田圭庵	河村郡下浅津村 久米郡市場村	天保十年～天保十二年五月 天保七年十一月～天保八年三月
10	京都浪人医師	高田孝造	八橋郡瀬戸村 気多郡新町村 高草郡秋里村	天保五年～天保七年 天保七年～天保十一年(五年間) 天保五年～弘化三年
11	京都浪人医師 *弘化三年、鳥取藩御医師に出任	木下主計	智頭郡金屋村	嘉永元年～安政二年(八年間)
13	信州諏訪 *医師竹内新八郎弟	玄仲	邑美郡行徳村	弘化元年～弘化三年 ～永住願い(嘉永五年)
14	備中阿賀郡井原村	近藤龍珉	久米郡定光寺村	不明

表3に他国から来て鳥取藩領の村に開業した医師十四名を示した。この中からいくつかの例を取りあげて、さき述べてような事実をみておくことにする。

播州揖東郡吉美村の浪人医師馬場文友は、俗縁のあった久米郡長瀬村の勝福寺に医術修業を名目として天保四年から同五年まで滞在、同六年からは同郡国府村へ転居、十年間の居住を許されて医業を営んできたが、嘉永六年四月病死した。頼りにしていた医者がいなくなつては大変、国府村の人たちは文友の倅英徹に父の医業を継いでもらおうと考えた。勝福寺に相談を持ちかけ、「療治先手残」もあるのだという理由を以て、英徹を来たる文久二年までの十年間そのまま同村へ住まわせていただきたいと勝福寺から願ひ出てもらつたのである。<sup>(22)</sup>

京都の浪人医師高田孝造は天保五年から同九年までの五年間、八橋郡瀬戸村へ住居を許され医業を営んでいたところ、年限中にもかかわらず気多郡新町へ転居、来たる十一年までの五年間住居したいと願ひ出て許されている。<sup>(23)</sup>

医術修業のため諸国を廻っていた備前国児嶋郡上村米田孝関倅孝益が嘉永元年五月上旬に智頭郡金屋村安左衛門のところへやって来た。この金屋村にはこれまで医師がいなかった。医師を迎えた村では往来手形も持っており身元慥な者なので三か年間逗留させてやってほしいとの願ひを出し、この願ひは聞き届けられ、米田孝益は金屋村に滞在して医業を営んだ。嘉永三年に年限が来ると「孝益と申医師至極丁寧医師にて追々療治先手広相成」と、引き続き金屋村からさらに五年間の延長願ひが出されている。孝益は「至極丁寧医師」であると村人たちの信頼を集めている。だんだん療治先も手広くなつていようすが窺える。この願ひは認められたのであろうか、この五年後の期限に当たる安政二年の「在方諸事控」は欠本のため、この後の孝益の行跡はたどれない。<sup>(24)</sup> 医療技術さえ確かであれば、当時医師

のいなかった多くの村では喜んで彼らを受け入れた様子が読み取れよう。

文政十一年、作州大庭郡の医師樫村養元のように家族三人ともども久米郡へやって来て、湯閑村の人別に入り同村で医業を開業した例もある。<sup>(25)</sup>

文政十年のこと、長崎の医師粟嶋勇が京都の本願寺詣りの帰途、気多郡潮津村の太三郎方に宿をかりた。その際、太三郎の妻および近隣の村人たち七、八人の病を治療し、残らず全快させた。村人たちの喜びはいかばかりであったろう、さっそく林右衛門後家そよ方へ逗留して村人の治療に当たってもらいたいとの願いを潮津村と芦崎村の連名で出したのである。八月迄の一月の願いであったが、期限が来ると改めて来年三月まで滞在を延長してもらった。<sup>(26)</sup>

江戸の医師佐々木順庵は長崎での医術修業を終え帰国途中、たまたま久米郡松神村を通りかかり長患いしていた喜左衛門が診察してもらったところ、だんだん快方に向かった。全快するまで治療してもらいたいし、同病の者たちが式村には五、六人もおり、その者たちも治療してもらいたいので、来年三月迄逗留してもらいたい、と願いを出したのである。宿は同村万四郎方、佐々木順庵逗留中の諸事は喜左衛門が引き請けた。村中同心の上で願い出たところ、先例も有るとのこと、御郡代役所の判断で許可した。

順庵はこの後も年々追願を重ね、天保六年十月から同十年十月まで四年間、松神村に滞在して村人の治療に当たっていたところ、河村郡下浅津村より来住して治療を願いたいと言って来た。この旨、松神村・下浅津村両村よりそれぞれ願書を差出し許可された。宿は来子五月まで、下浅津村覚兵衛が引請ける。願いは許可され順庵は下浅津村の覚兵衛方に居住して村人の治療に当たった。翌十一年六月晦日には滞在期限が来るが、来丑五月までの延長を願い、許されている。<sup>(27)</sup>

佐々木順庵は長崎での医術修業の帰途、この地を通りかかったために村人たちの願いを受け入れて、結局少なくとも

も天保十二年の五月までこの地に滞在することになったのであった。

木下隼人・主計はすでに二、で述べたように秋里村の百姓から御典医にまでなった木下元儀の男たちである。父元儀が秋里村の人別を離れて京都の御典医になっていた関係で、京都浪人医師として在入したわけである。前にふれた京都浪人医師高田孝造がこの地に在入したのも木下元儀と関係するのかもしれない。

## ま と め

以上、鳥取藩の『在方諸事控』を史料として近世後期の鳥取藩領の村における医師たちの存在形態の諸相をみた。百姓身分のまま医師となっているいわゆる村医師については史料的な制約からほとんど言及できなかったが、本稿で確認できたよりはかなり多数の村医師たちがいたことは推定できる。本稿では述べ得なかったが、村人たちにとって村医師の存在が大きかったことはいうまでもない。しかし、村には本稿で述べたような浪人医師たちも多く存在し、これら浪人医師たちが果たした役割も大きかった。浪人医師のなかには、藩医や家臣の御抱医師の内弟子となることによって苗字帯刀を許された百姓出身の医師も多かったのである。村の中にこうした浪人医師たちの存在をみるようになった背景には、近世後期の村々に生まれた経済的な余裕、あるいは本稿で取りあげたいくつかの例にみたように、専門医師により治療されたいとの願いの高まりがあった。

もとより、それは医療面に限ったことではなかったはずである。本稿では医師の存在形態のみを取り扱ったが、村には知識や文化への要求も高まっていた。知識や技術を獲得し、書物を読み俳諧や和歌の会に参加する百姓も珍しくはなかったのである。村人のこの欲求にこたえるべき知識・技術を身につけた者は本稿で述べたような、身分制の枠をも越えた活躍の場が得られるような状況になっていたのである。医師が医療技術のみでなく知識や文化を身につけ

た者として、村人たちに与えた影響は少なくなかったはずである。村に居住した医師たちの知識人としての役割を明らかにすることは残された課題である。

註

(1) 『在方諸事控』(二百十九冊)は全文が翻刻されて『鳥取県史』第九巻(第十三巻の五冊)に収められる。天明五年から明治四年までの八十七年間の記録であるが、寛政二年・文化四年・同十三年九月(十二月)・文政三年・同六年・天保五年・同十三年・嘉永二年・同三年・安政二年・同四年・同五年・慶応二年は原本を欠き、また天保十一年・同十二年のうち破損が激しい部分は収められていないので、実質は七十数年分の記録である。本稿は『鳥取県史』によった。

(2) 『鳥取県史』第九巻九二〇頁。

(3) 『同 右』第十一巻五〇五頁。

(4) 『同 右』第十巻二二〇〇頁、二二〇七(八)頁。

(5) 『同 右』第十巻二三(四)頁。

(6) 『同 右』第十一巻四九八頁。

(7) 『同 右』第十二巻五二四頁。

(8) 『同 右』第十三巻一三〇一頁。

(9) 『同 右』第十一巻五〇八(九)頁。

『大武鑑』(橋本 博編『改定増補 大武鑑』名著刊行会、一九六五年刊)、文政六年「表御番医師 西御丸ヲ兼勤」の中に「竹内英仙」の名がみえるので、寿安の師の名前は竹内英仙が正しいと思われる。

(10) 「龍淵先生墓」(森納・安藤文雄著発行『因伯杏林碑誌集釈』一九八三年、所収)。龍淵は木下大杜の号である。

(11) 「血判医師」は百姓身分の医師のことで、いわゆる村医師。鳥取藩の村では年々の宗門人別改の際に住民が血判を押したことから、村医師のことをこう呼ぶこともあった。また、宗門人別改帳のことを村の根帳ということから、根帳医師ということもある。

(12) 『鳥取県史』第十卷八七七頁、一〇九九～一一〇〇頁。また、森納著『続因伯の医師たち』(一九八五年)所収の「藩医木下家」を参照した。

(13) 『鳥取県史』第十卷七五八頁。

(14) 『同 右』第十二卷一一七三頁。

(15) 『同 右』第十三卷三五頁。

(16) 『同 右』第十一卷一二七六～七頁。

(17) 『同 右』第十卷七三〇、八六七頁。第十一卷一〇四〇頁。第十二卷九八六頁。

(18) 『同 右』第十二卷五八頁、四八四～五頁。第十三卷七三頁。

(19) 『同 右』第十一卷六九七～八頁。

(20) 『同 右』第十一卷一四一三頁。

(21) 『同 右』第十二卷五七四頁。

(22) 『同 右』第十二卷八〇一～二頁。

(23) 『同 右』第十一卷一一〇～一頁。

(24) 『同 右』第十二卷四六七頁。

(25) 『同 右』第十一卷三七六頁。

(26) 『同 右』第十一卷二七四頁。

(27) 『同 右』第十一卷一〇四一、一三三一、一三六六頁。

(明治大学文学部助教授)

## Medical Doctors in Villages : A Case of the Tottori Han in the Latter Part of the Edo Period

HIRANO Mitsuru

This article is based on *Zaikata Shojihikae*, a collection of documents with focus on local affairs of the Tottori Han for 87 years from 1785 (Tenmei 5) to 1871 (Meiji 4).

It was not only village doctors that practiced medicine in the villages of the Tottori Han in the latter part of the Edo period. The doctors working for the clan, and sons and apprentices of home doctors of retainers lived in villages and practiced medicine. These doctors, called *ronin* doctors in the countryside, were allowed to have last names and swords. This group of doctors includes those who originated from farmers and became *ronin* doctors after working as apprentices of Han doctors. In addition, there existed doctors who entered from other Hans, such as those getting medical training while traveling across the Han, who were on their way home from a pilgrimage to the Honganji Temple in Kyoto, and who happened to visit on their way home from Nagasaki where they had medical training. These doctors were requested by villagers in lodgings for a long period of time and to engage in medicine. Doctors from various backgrounds practiced medicine in the villages in the latter part of the Edo period. Although the autor hardly referred to so-called village doctors, who became doctors while keeping the status of peasant, due to the limited availability of documents, he assumes that more country doctors existed than were confirmed in this article. It is needless to say that their presence was significant to villagers.

While solely dealing with types of presence of doctors in this article, villagers came to demand knowledge and culture more strongly than before. It was not uncommon that some peasants earned knowledge and techniques, and read books, and participated in meetings for haiku and waka. As revealed in this article, there arose situations where those people who earned knowledge and techniques in response to demands on the part of villagers were able to have opportunities to work beyond the

limits of institutional barriers. It is assumed that the doctors who had not only medical skills but also knowledge and culture had much influence upon villagers. The author's next research topic in the future is to explore the role of doctors as intellectuals who dwelled in the villages.